

平成27年2月25日

(協) 日本接骨師会会員

大分県支部 佐保隆司

### 柔道整復師医療における受診妨害防止の要望

#### 【要望の趣旨】

大分県は、「柔道整復師・鍼灸師の正しいかかり方」というパンフレットの改定版を再発行(期日未定)するとしていますが、初版パンフにおける改訂を必要とされる問題点がどのような経緯を持って作成されたのか、またこの間の県民へ及ぼした受診妨害・人格権侵害をどう解消するのかの大事な要点が明示されておられません。受診患者さえも不安に陥らせるような誤解を与え、いわんや受診を躊躇してしまった患者も存在することが容易に想定されます。これらの責任の所在を明確にすると共にこれに対する回復措置を速やかに講じられるよう求めます。また、改定版パンフは様々な問題点が残存することから配布中止を求めます。

#### 【要望の理由】

国の通達や通知は行政組織の一員として励行する責務もあるでしょう。しかしその内容において公序良俗に反することや国民の医療選択権(人格権)の侵害が明らかな場合は、保険者がそのまま実施することは不当となります。上級行政への責任転嫁で済む問題ではありません。国の度々の改訂通知がそのいい例です。県下の市町では、初版では当会の指摘があるまでは、いや指摘を受けた後においてもこじつけの言い訳を述べてすぐに撤回しようとしませんでした。最終判断がどこで行われたか当方には不明です。1年間にも及ぶ受診妨害が繰り返されたのです。この責任は誰にあるのか、その所在も不明であるうえ県民に対する誤解解消の回復措置すら明示されていません。そのような折に平然と新たにパンフ発行するとは言語道断です。

これらの疑問を解消する真摯な対応がなければ認めるわけには参りません。